

会議名	第 21 回 堺市同和行政協議会		
	令和3(2021)年11月17日(水) 午後2時00分～午後3時00分	会議 場所	堺市役所本館12階 第1・第2委員会室
出席者			
<p>(委員)</p> <p>竹田進一委員、田村登貴子委員、中田理恵子委員、 以倉忠一委員、山田一幸委員、久保洋子委員、白本忠史委員、吉村誠治委員、 上村太一委員、大林健二委員、小野伸也委員、加藤慎平委員、小堀清次委員、 白江米一委員、野里文盛委員、藤本幸子委員、水ノ上成彰委員、餅木哲郎委員、</p> <p>(堺市)</p> <p>光齋市民人権局長、懸樋人権部長、出野人権企画調整課長、松村人権企画調整課参事、 浅田人権企画調整課参事、松尾人権推進課長、太田学校教育部部理事、森内人権教育課長 (傍聴人) 1人</p>			
案件	<p>1. 会長等の選任について</p> <p>2. 堺市におけるインターネットのモニタリングと削除要請依頼について</p>		
会議内容			
司会 (浅田人権企画調整課参事)	<p>定刻になりましたので、ただいまより第21回堺市同和行政協議会を開催させていただきます。</p> <p>委員の皆様には、ご多忙のところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>進行を務めます、人権企画調整課浅田と申します。よろしくお願いたします。</p> <p>本日は18人の委員が出席されております。本協議会条例第5条第2項の規定による定足数に達していることをご報告申し上げます。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、理事者の出席を少なくしておりますことをご理解いただきますようお願い申し上げます。</p> <p>本日は、議会から選出の4号委員改選後初めての総会でございますので、ご出席の委員の皆様のご紹介をさせていただきます。お手元に委員名簿を置かせていただいております。</p> <p>まず、堺市同和行政協議会条例第3条第1項第1号に定めた方々です。</p> <p>竹田進一委員でございます。</p> <p>田村登貴子委員でございます。</p> <p>中田理恵子委員でございます。</p>		

<p>光齋市民人権局 局長</p>	<p>中村昭彦委員でございます。本日は欠席のご連絡をいただいております。</p> <p>次に、同じく第2号に定めた方々でございます。 以倉忠一委員でございます。 山田一幸委員でございます。</p> <p>続きまして、同じく第3号で定めた方々です。 久保洋子委員でございます。 白本忠史委員でございます。 納谷道弘委員でございます。本日は欠席のご連絡をいただいております。</p> <p>吉村誠治委員でございます。</p> <p>続きまして、同じく第4号で定めた方々です。 上村太一委員でございます。 大林健二委員でございます。 小野伸也委員でございます。 加藤慎平委員でございます。 小堀清次委員でございます。 白江米一委員でございます。 野里文盛委員でございます。 藤本幸子委員でございます。 水ノ上成彰委員でございます。</p> <p>最後に、同じく第5号により、委嘱申し上げております、 餅木哲郎委員でございます。</p> <p>それでは、開会に当たりまして市民人権局長光齋よりご挨拶を申し上げます。</p> <p>改めまして皆様こんにちは、市民人権局の光齋でございます。 本日は皆様方におかれましては大変お忙しい中、第21回堺市同和行政協議会にご出席賜りまして誠にありがとうございます。 開会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。</p>
-------------------	--

委員の皆様におかれましては、平素から同和行政を初めとする人権行政の推進、また市政の各般に当たりまして、格別のご理解とご協力を賜っておりますことに改めまして心から深くお礼を申し上げます。本当にありがとうございます。

新型コロナウイルスの関係につきましては、お陰様でワクチン接種率も対象者で 80%を超えるぐらいに、また新規の感染者の方も一桁という日々が続いております。一定落ち着いてきたところかなと思っ
ているのですけれども、皆様のこれまでの感染対策へのご協力に心から感謝申し上げますとともに、引き続き感染予防の日常をお願い申し上げたいと思います。

本日の会議も、入り口で検温等をしていただきましたけれども、感染予防に十分配慮した上で実施させていただきたいと思っておりますので、どうぞご理解のほどよろしくお願いいたします。

本市では、今年の 3 月に堺市が持続的に成長し、市民の皆様が将来にわたって安全と安心を享受でき、生活の質の向上を高められるよう、重点的に取り組むべき方向性を示しました「堺市基本計画 2025」を策定いたしました。

本計画では、それを進める上での基本的な視点や手法としまして、「平和と人権の尊重」を掲げております。

全ての施策を平和と人権を尊重する視点を持って進めるということ
を計画の中にはっきりと明記をしているところでございます。

そのことを念頭に置きまして、本日の案件は「会長等の選出について」に続いて「堺市におけるインターネットのモニタリングと削除要請依頼について」の意見とさせていただきます。

インターネットのモニタリングにつきましては、前回の協議会におきまして法政大学の金子先生のお話をお聞きいたしました。そのまとめのご案内に続きまして、現在市で実施しているモニタリングの現状とその実績、それからマニュアル等につきまして、皆様方のご意見を賜りたいと考えております。

委員の皆様におかれましては、主要な人権課題である同和問題の解消に向けまして、それぞれの専門的なお立場から活発なご意見を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

<p>司 会</p>	<p>局長につきましては、この後、別の公務がございますので申し訳ございませんが、ここで退席させていただきます。</p> <p>それでは、会議に先立ちまして、資料の確認をさせていただきます。先にお渡ししました資料から、若干の修正がございますので、机の上に置かせていただいている資料をご覧くださいと思います。</p> <p>まず机の上の方で、 第 21 回同和行政協議会次第。</p> <p>資料 1、第 20 回同和行政協議会で金子先生にご講演いただきました「インターネットモニタリングと削除要請その意義と課題」の資料。</p> <p>資料 2、同じく「金子先生の資料の講演録」。</p> <p>資料 3、「モニタリング、削除要請依頼マニュアル（案）」。</p> <p>資料 4、「本市におけるインターネットモニタリングと削除要請実績」でございます。</p> <p>不足などございませんでしょうか。</p> <p>それでは、会議に入らせていただきます。</p> <p>本日は、協議案件としまして、会長並びに第 4 号選出委員からの運営委員をご選任いただきます。</p> <p>議事の進行上、会長が選任されるまでの間、白本副会長に議事を進めていただきたいと思いますと考えております。</p> <p>それでは、よろしく願いいたします。</p>
<p>副 会 長</p>	<p>はい。皆さんこんにちは。よろしく申し上げます。</p> <p>会長が選任されるまでの間、私が議事進行を務めさせていただきますのでどうぞよろしく願いいたします。</p> <p>では早速、案件に入ります。まず会長並びに運営委員の方々の選任を行います。</p> <p>それでは、選任方法について、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>司 会</p>	<p>選任方法ですが、会長につきましては本協議会条例第 4 条に基づき委員の互選となっております。</p> <p>また、会長は従来から議会側委員より選んでいただき、総会で承認いただくということになっております。</p> <p>運営委員につきましては、条例施行規則第 3 条に基づき、委員の互</p>

	<p>選となっております。前回の本協議会において、従来からの申し合わせにより、1号委員から1名。2号委員から1名。3号委員から1名。4号委員から4名、5号委員から1名の方を互選いただいております。</p> <p>本日は、改選となった4号委員から、運営委員4名を互選のうえ、総会で承認いただくことになっております。以上でございます。</p>
副 会 長	<p>ありがとうございました。それではお諮りしたいと思いますが、ただいま事務局から説明のあった選任方法でご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>ご異議がないようでございますので、会長の選任方法につきましては、従来どおり、議会側委員より推薦をいただき、運営委員についても先ほど申し上げました要領で推薦をいただき、総会で諮ってまいりたいと思います。</p> <p>それでは、議会側委員に協議をお願いしたいと思います。</p> <p>協議いただきますため、議会側委員には、別室を用意しています。</p> <p>それでは、ご協議のため暫時休憩いたします。</p> <p style="text-align: center;">【休憩】</p>
副 会 長	<p>それでは、議事を再開いたします。</p> <p>議会側委員から推薦の発表をお願いいたします。</p>
野 里 委 員	<p>それでは議会側委員についてご報告申し上げます。</p> <p>会長には水ノ上委員、お引き受けいただきたいと思います。</p> <p>また運営委員につきましては、小野委員、白江委員、小堀委員、藤本委員にお引き受けいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。</p>
副 会 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>推薦発表をいただきましたので、私から会長及び運営委員を、確認させていただきます。</p>

<p>会 長</p>	<p>まず、会長に水ノ上委員、運営委員としては、小野委員、白江委員、小堀委員、藤本委員の4名でございます。</p> <p>会長及び4号委員選出の運営委員を以上の方々に決定したいと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>よろしければ、拍手をもってご承認にかえさせていただきたいと思っております。</p> <p style="text-align: center;">【拍手】</p> <p>それでは、ご承認いただきましたので、会長の水ノ上委員に交代させていただきたいと思っております。</p> <p>審議案件につきまして、委員の皆様方のご協力により滞りなく議事進行できましたことを深くお礼申し上げます。</p> <p>どうもありがとうございました。それでは、水ノ上会長よろしくお願いたします。</p> <p>それでは、ただいま委員の皆様のご賛同を賜りまして、会長に就任をすることになりました水ノ上でございます。どうぞよろしくお願いたします。</p> <p>40年以上の歴史ある同和行政協議会の会長という大役を仰せつかり、身の引き締まる思いでございます。</p> <p>さてこの40年の間では、住民の生活の安定・向上、教育や啓発など様々な課題が解決のため、活発な議論が行われてまいりました。</p> <p>またそれらを具体化することによって、同和問題・部落差別の解消が進んできたものと考えております。</p> <p>しかしながら、近年、情報化の進展、中でもインターネットの発達に伴う、匿名による部落差別などが新たな問題となっております。</p> <p>前回の本協議会では、この点について、専門家のご講演をいただいたとお聞きしております。</p> <p>本日は、それをもとに議論を深めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願をいたします。</p> <p>委員の皆様には忌憚のないご意見を頂戴いたしますようお願いを申し上げます。簡単ではございますが、会長就任のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。</p>
------------	--

<p>事務局 (松村人権企画 調整課参事)</p>	<p>それでは、議事に入らせていただきます。</p> <p>はじめに、本日の会議録の署名につきましては、以前より会長ともう 1 名ということになっておりますので、私ともう 1 名、本日ご出席の委員から、五十音順で、以倉委員にお願いをいたします。</p> <p>さて、それでは早速ではございますが、報告案件に入ります。</p> <p>案件 2 の「堺市におけるインターネットモニタリングと削除要請依頼について」の説明を事務局からお願いいたします。</p> <p>私、人権企画調整課の松村と申します、よろしくようお願いいたします。着座にてご説明差し上げます。失礼致します。</p> <p>案件 2 について説明させていただきます。</p> <p>本日は、本市が実施しているインターネット上の部落差別に関する投稿のモニタリングと削除要請についてご報告し、ご意見をいただきたいと考えております。それをもとに、本市のモニタリングや削除要請をより良いものにしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>まず、本題に入る前に。前回 3 月 30 日の本協議会で、法政大学法学部教授、金子匡良先生からご講演をいただき、自治体である堺市が、ネット上に部落差別にあたる投稿がないかをモニタリングし、削除しようとする際の法的な配慮点をご教示いただきました。</p> <p>本日は新しい委員もおられ、また期間も空いておりますので、金子先生の資料から 4 ヶ所、自治体の配慮点についてご紹介させていただきます。資料 1 になります。スクリーンをご覧ください。</p> <p>まずひとつめ、資料の右下に○で番号が打ってありますので⑨をご覧ください。インターネット上の差別書き込みへの対処は 3 つ。行為者を特定し、被害者が損害賠償を請求するか、侮辱罪や名誉棄損罪などで刑事告訴する。あるいはインターネットサイトを管理するプロバイダーに削除依頼する、の 3 点です。そして、国や自治体に可能なのはプロバイダーへのお願いだけ、となります。</p> <p>ふたつめ、一枚めくっていただき⑩をご覧ください。自治体が特定の言論を不適切であると判断し削除を求めるということはどういうことか。一種の検閲行為であり、公権力による言論統制につながるおそれがあり、書き込みを行った人の「表現の自由」を侵害する危険性があります。</p>
-----------------------------------	--

みつつめ、②をご覧ください。削除を求める、ということは表現の自由の制約になることから、非常に慎重な配慮が必要です。①表現の自由を制約してでも守らなければならない重要な利益が明らかにそして具体的に存在しており、②制約される表現行為、表現内容が明確に定められており、③制約の程度が必要最小限で、④適正な手続きを経て制約を行う、以上の配慮が必要となります。

そして最後に、最後のページ②をご覧ください。表現の自由に配慮しながら、被差別者の権利保護や差別のない社会づくりを進めるために、自治体はどうしたらよいか。①市民や社会に対する丁寧な説明、②第三者を介在させる、③削除要請をした後にもチェックを行う、そして④成果を教育・啓発に生かす、以上のことが堺市にも求められるとご講演いただきました。

次に、資料3の13ページ以下の「参考資料」を用いて、部落差別解消推進法と、削除要請の可否を判断する材料として法務省の依命通知というものをご紹介します。

資料3の13ページ、「部落差別解消の推進に関する法律」をご覧ください。第3条2項、地方公共団体の責務とありますが、部落差別の解消に向けた一つの取組みとしてネットのモニタリングや削除要請を行っています。

続いて14ページ、「インターネット上の同和地区に関する識別情報の摘示事案の立件及び処理について（法務省人権擁護局の依命通知）」をご覧ください。これは、法務省から各法務局等へ、インターネット上の部落差別に関して、どのような書き込みが削除要請等の措置の対象となるかを通知したものになります。後ほど説明しますが、本市では、この「依命通知」を根拠として、削除要請依頼をするかどうかを判断しています。

重要だと考えている部分を網掛けしておりますので、ご紹介いたします。まず14ページ下、近年、インターネット上で、紀行文の体裁をとり地域名を羅列する書き込みが問題となっています。部落差別は他の人権侵害と異なり地域概念と密接に結びついていることから、紀行文の体裁を取っているものも削除要請等の措置の対象とすることが明確になりました。

続いて、15ページ下から16ページ5行目までの部分ですが、「特定の地域名をあげてそこが同和地区である」とする記載は、差別の助

長・誘発の目的があるかどうかにかかわらず、原則的に削除要請の対象となることが示されています。

最後に、16 ページ (2) に学術研究等の目的やその他合理的な理由が認められる場合には、削除要請の対象から外す、ということが示されています。

長くなりましたが、第 1 に「表現の自由」を守る視点から「堺市が配慮すべきこと、できることやできないこと」を、第 2 にインターネット上の投稿の削除要請の基準として「法務省依命通知」の 2 点を踏まえ、現在実施している業務を、資料 3 の 1～11 ページにマニュアル (案) としてまとめておりますのでご説明いたします。

1 ページをお開き下さい。「モニタリングを始めるにあたって」に、配慮点を盛り込んでいます。

(1) 目的は、法務局に対して削除要請依頼を行うこととしています。法務局の判断を入れることで第 3 者のチェックが入るようにしています。

(2) ～ (4) はモニタリングの場所、対象、実施日といった事務的な内容になります。

(5) モニタリングの注意点として、「表現の自由を守る」という観点から、投稿者を監視することにつながる「アカウントの監視」や「問題となる投稿につけられた「いいね」などを追跡しない」、ということを決めています。また、前後の流れから人権侵害の可能性の有無を確認することや、削除要請依頼を行う範囲を必要最小限にとどめるといったことに配慮しています。

(6) 削除要請依頼の必要性については、「必要」、「現状では不可だが情勢を注視」、「不可」の 3 つに分けています。

(7) モニタリング後には、担当者から係長、課長の順で管理職の判断を仰ぐこととしています。

次に 2 ページをお開き下さい。法務局への削除要請依頼の可否の判断について例示しています。

まず、上段「A」の削除要請依頼が必要なものとして 3 点、「〇〇という地域名は同和地区である」というもの、紀行文の体裁を取っているもの、伏字を使っているが記載内容がわかるものです。

次に、下段「C」の削除要請依頼を不可としたのは、人権ふれあいセンターのような公的な啓発機関の発信情報や学術論文、部落差別解消

を目的とした団体の発信情報、啓発施設の見学感想や学術論文へのコメント、そして不適切な内容を含んでいるが、地域名がないものや同和地区であるという内容を含まないものです。

「A」、「C」いずれも、「表現の自由」や「法務省依命通知」を判断の基準としています。

最後に、「B」現状では削除要請依頼は不可だが情勢を注視するものについて説明します。

具体的な地名ではなく、「市役所の南側」とか「遺跡等の周辺」というように漠然としたエリアを記載したもの、「〇〇町に住んで、部落差別を見てきた。許せないと思う」など、差別に反対する意見の中に「地域名と同和地区であること」が含まれているもの、地域名ではなく施設名が記載されたもの、電子掲示板で、スレッド（表題）とレス（回答）の組合せや、一連の会話で「特定の地域が同和地区である」ことがわかるものがあります。

3～9 ページはモニタリング作業内容ですのでご一読いただければと思います。

続いて 10 ページをお開き下さい。モニタリング後、法務局へ削除要請依頼する流れを記載しています。

まず、モニタリング後、削除要請依頼するかどうか、課内で最終の判定会議を実施します。これは、本当に削除要請依頼ができるのか、できるものはその根拠を確認するためのものです。

そして、最後に削除要請依頼できると判断した左側「A」の流れのように、堺市のみが対象となっているものは本市単独で、他市の地域名を含むものは大阪府等と連名で削除要請依頼を行っています。

最後に 12 ページ (3) のように、削除要請後に、削除要請依頼を実施した投稿が実際に消えているかの確認や、削除要請依頼可否の判断を保留しているものの再検討を行うとともに、削除要請依頼を、投稿の根拠を検証して職員の認識の向上につとめることが必要であると考えています。

最後に、資料 4「本市におけるインターネットモニタリングと削除要請実績」では、昨年度のモニタリング試行期間及び今年度 4 月からの実績をご報告させていただいております。詳細はお読みください。

以上、長くなりましたが、案件 2 の説明を終了いたします。

<p>会 長</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>今から委員の皆様方にご質問、ご意見を伺いますけども、会長から他市事例がもしあるのであれば簡単で結構ですのでご説明いただきたい。</p>
<p>事 務 局 (松村人権企画 調整課参事)</p>	<p>はい。他市事例をご紹介します。</p> <p>まず、大阪府内でモニタリングを実施している市町村は堺市を入れて 16 市になります。実施していないところが 20 市。実施を検討しているところが 5 市になります。</p> <p>あと政令市の状況ですが、モニタリングを実施しているのは 9 市、実施していないのは 10 市。実施を検討中というところが 1 市ということでございます。</p> <p>ただし、モニタリングを実施していない市町村でも、市民から当然相談は入ってきますので、相談があったものに対しては対応しているとお聞きしております。</p> <p>今お答えさせていただきましたのは、今年の 7 月に照会した状況です。若干変わっているかもしれませんが 7 月時点ではこういった結果となっております。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>それでは、事務局からの説明を受けまして委員の皆様方からの何かご質問、ご意見がありましたらお聞かせいただきたいと思います。挙手の上、よろしく願いいたします。</p>
<p>竹 田 委 員</p>	<p>ちょっとお話を聞かせていただいて、すごくできる範囲ではやっているとされていると思うのですが、それはあくまでもできる範囲の中ですので、少しちょっと弱腰ではないかなということを感じました。</p> <p>こういう書き込みであったり、いろんなインターネット、これは人の命を奪う凶器ですんでね。</p> <p>もうちょっと踏み込んだ、どれだけできるかとか、それは範囲を決められてると思うんですけども、もうちょっと踏み込んでやっていなくていかなければならないのかなと思いました。</p> <p>ただ今は同和問題ですけども、女性問題、高齢者問題、障害者問題</p>

	<p>といろいろな書き込みもあるのでね。本当に人の命に直結をしていますので、もう少し踏み込んだ政策であり、やり方っていうのはあるんじゃないかなと思いました。</p> <p>こういう問題で一番問題になっているのが表現の自由ということだろうと思うんですけど、言い換えれば、差別の自由、人の命を奪っていい自由なんかあるわけないんですね。それもちょっと考えながら進めていただけたらなと思います。よろしくお願いいたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>ご意見ということでよろしいでしょうか。</p>
<p>竹 田 委 員</p>	<p>はい。</p>
<p>会 長</p>	<p>他にご意見、ご質問はございますでしょうか。</p>
<p>小 堀 委 員</p>	<p>市議会の小堀です。今、金子先生のスライドを活用いただいてご説明いただいて、表現の自由の制約における慎重な配慮ということで 21 番のスライドを映していただきましたけれども、学説にも諸説あって、いろんな解釈があろうかと思うんです。</p> <p>この表のまさに竹田委員がおっしゃられたように、「表現の自由の制約を受ける慎重な配慮を」、の条件というのはあくまでもこの先生のご解釈であって、他にもいろんな観点があろうかと思うんです。</p> <p>この会議の中でいろんなお考えをお聞きした上で、十分に今後の方向性について、竹田委員も今おっしゃった、踏み込んだところっていうのは、私は可能になってくるんじゃないかと思うんで、従前から幅広い学説を聞いていこうという努力をしてこられたとは聞き及んでいるんですけども、そういういろんな意見の聴取ができる場合は、ぜひ積極的に持っていただきたいなというように思うので。この点は会長にもお願いした方がいいかもしれませんが、お願いをしたいなと思います。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>他に、ご意見ございますか。</p>
<p>中 田 委 員</p>	<p>はい。この金子先生の講演録を見せていただきましたら、12 ページのところに堺市の場合は、削除要請を、法務局を第三者機関というこ</p>

	<p>とで伝えているのですけれども、例えば放送の関係でBPOとかありますよね。非常に偏った意見であるとか、そういうものを第三者機関が審議する。まあそれに習うわけではありませんけれども、堺市独自としても専門家を入れた第三者機関、そういうものを作る必要性があるんじゃないかというように思います。それはぜひご検討いただきたい。</p>
	<p>それから12ページの下の方に書いておりますけれども、香川県の場合はいくつかの市町村が互いに相互のチェックですね、モニタリングをチェックし合っているっていうことがあるので、先ほどご報告いただきました大阪府内、16市町村がモニタリングを実施されているってことですので、そういう連絡会で、どういうやり方が一番目的で何ていうか信憑性があるって、この問題を解決していくために役に立つのかっていうことも、ぜひ検討いただきたいというふうに思います。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>これに対して、事務局から説明はございますか。</p>
<p>事 務 局 (松村人権企画 調整課参事)</p>	<p>今、連絡会というご意見をいただきましたが、大阪府下でモニタリングに特化した連絡会ではないですけれども、いくつかネットワークの会議というのがございますので、そういったところで議論を起こしていけるように、堺市としても働きかけていくということは必要かなというふうに考えました。ありがとうございます。</p>
<p>事 務 局 (松村人権企画 調整課参事)</p>	<p>第三者機関の設置というのは非常にハードルの高いものでもございますので、ご意見としてはお聞きし、今後も毎年国への要望などで引き続き働きかけていきたいと思っております。</p> <p>参考までに、第三者機関を実際に設置しているところを照会しておりますのでお伝えしますと、川崎市だけがヘイトスピーチに関して第三者機関を設置しております。実際よそがやらないからうちがやらないっていうわけにはならないかもしれませんが、それぐらい他市では例がなかったということで、ハードルが高いものであるということ、悩みとしても報告させていただきます。以上でございます。</p>
<p>藤 本 委 員</p>	<p>私も先ほどから言われておりますように、インターネットの書き込み</p>

<p>会長 事務局 (松村人権企画 調整課参事)</p>	<p>というのは本当に人命に関わるぐらいの重大事項になり得るので、本 当に対応していただきたいと思います。その際に人権侵害される方や 不利益を被る方の側に立った立場でやっていただきたいなと思ってお ります。</p> <p>本日の資料の中でちょっと質問ですが、堺市のインターネットモニ タリング削除要請依頼マニュアルの 2 ページのところのこれ、線引き の部分になるかと思うんですが、この B の一番上の「具体的な地名で はなくの漠然としたエリアを記載したもの」っていう項目と、C の一 番下の「不適切な内容を含んでいるが、地域名がないものや同和地区 であるという摘示がないもの」というのがどう違うのかという点と、 あと 10 ページにあります、この流れなんですけれども、右側の情勢を 注視したとされながら下に相談業務がありまして、もしこれが右の側 に行ってしまうという内容だった場合に、同じような内容がずっと投 稿され続けたら、ずっとこの C の方に行ってしまうのではないかと、 どうも情勢注視としながら、そちらの方にばかり行ってしまうような ことになるんじゃないかというふうにも思いまして、そういった場合 なんかの状況を見ながら、判断もしていただきたいなというふうに思 います。</p> <p>事務局いかがですか。</p> <p>はい。ありがとうございます。</p> <p>まず 1 点めの「漠然としたエリア」と「地名のないもの」の違いで すが、「市役所の南側の辺に、同和地区ってあるらしい」というよう な書き方をされていることがあります。</p> <p>「市役所の南側」とされたときに、やはり人が想像する場所という のがあると思います。いろいろな場所を想像する。それは問題だろう というふうに考えております。C のところに書いてあるのは地名の摘 示は一切なく、部落差別、同和差別についてずらっと書かれていま す。</p> <p>但し、当然地名だけではなくて、例えば堺市民の名前が書かれてい たりとか、堺市民あるいは堺市の地名を摘示にすることで、市民の生 活上のいろんな不安だとか差別されるかもしれないという不安だとか そういったものに繋がるものにつきましては、削除要請の対象として</p>
--	--

	<p>いるのですけれども、本市の地名や市民の名前が全くないものというのは非常に悔しい思いをしながら、削除要請できないなということでCにカテゴリライズしております。</p> <p>ただし、先ほど金子先生の資料にもありましたように、啓発や教育にどう生かすかというところも必要だと思いますので、そういったことは今後考えていきたいと思っております。</p> <p>それから、Bが結局AとCにわかれて、Cの中で埋もれてしまわないかという懸念ですが、ここにあるのは、判断を保留しているんだけど「Cにしてはいけない」ものとして扱っています。資料の4を見ていただきましたら、「今のところBとして判断を保留しながらも情勢を注視しているもの19件」と書いております。この19件は、私どもでもCに入れることはできないなということで、きちっと分けております。危険性の高い投稿ですし、今は削除要請依頼できないけれどもいつか情勢が変わるだろうということも考えられる、それをCに入れるっていうことはしないでおこうということで、業務を進めております。以上でございます。</p>
竹田委員	<p>モニタリングの実施日なんですけども、これ何人でやっておられるのか、もしやっておられる人数が少人数であればね、例えば専門に委託するであったりとか、こういう問題を見つけて削除依頼をするっていうことがまず大切なことになるので、その辺はどのようにお考えなのか、お聞かせください。</p>
事務局 (松村人権企画調整課参事)	<p>今現在、モニタリングを担当している職員は2名でございます。</p> <p>委員のおっしゃっておられるのは、もっとたくさんのものが見つけられるとか、包括的なモニタリングの方法をご存知のところと連携すべきではないかというようなご意見で捉えてよろしいでしょうか。</p>
竹田委員	<p>はい。</p>
事務局 (松村人権企画調整課参事)	<p>今現在は職員で一生懸命実施しております。今後については、やりますとも、やりませんともお答えできませんけども、大事なご視点として私ども考えていきたいと思っております。以上でございます。</p>

<p>会 長</p>	<p>他にご意見ございますか。中田委員。</p>
<p>中 田 委 員</p>	<p>この資料 4 のところの「令和 3 年度インターネットモニタリング及び削除依頼実績」っていうのがございますが、一番最後の方、モニタリングの対応で 17 件法務局に対し削除要請を依頼実施して、7 件大阪府へ削除依頼協議中ということなんですけど、これまだ答えが出てないっていうことですか。</p> <p>それとインターネットモニタリング実施後に、削除要請を依頼されたことで、結局削除されたのは何件だったのかというのと、もう一つ、あの先ほど松村さんもおっしゃっていましたがやっぱり、これ結局トカゲの尻尾切りみたいなもので、現象をどんどん切っているだけなんです。</p> <p>元のところで、やっぱり金子さんも書いておられましたけれども、やはり同和教育の推進とか人権教育の推進ってすごく大事なことだと思うんですね。堺市は頑張っていてやっていただいていると思うんですけども、このモニタリングの結果を見て、学校教育現場でこういうことがあるということ、子どもたちに知らせたり、これを教材化したというところはまだ実施されていないのでしょうか。そこも教えてください。</p>
<p>事 務 局 (松村人権企画 調整課参事)</p>	<p>まずひとつめのご質問の方からお答えさせていただきます。</p> <p>まず大阪府へ相談している 7 件というのは、まだお答えをいただけていない状況です。</p> <p>それから実際削除された実績ですが、今年度 17 件の中でツイートのアカウントが 2 件凍結されています。2 件凍結されて、凍結された結果見えなくなっているツイートは 3 件あります。今年度に関しては以上です。</p> <p>それから昨年度ですと、ツイッターのアカウントの凍結が 1 件あります。その結果としてツイッターが 1 つ見えなくなっています。</p> <p>他に、Facebook で 1 件、ヤフー知恵袋で 1 件、記載がなくなっておりますので、おそらくそれは削除されたものだろうというふうに判断をしております。</p> <p>もう少し遡れますけれどもよろしいでしょうか。</p>

中 田 委 員	はい。
事 務 局	以上でございます。
(松村人権企画 調整課参事)	では、マイクを教育委員会の方にお渡しさせていただきたいと思 います。
太田学校教育 部 部 理 事	失礼します。学校教育部太田と申します、よろしくお願ひします。 中田委員からのご質問は、学校園でのインターネットを介在した書 き込み等による人権侵害と、そういった事象についての対応を、教材 化しているのかというお尋ねだったかと思ひます。
	我々が取り組んできている中で ICT が進んできて、小中学校で 1 人 1 台端末になっています。他市の事例ではありますけれども、もう早 速その 1 台のタブレットを使って、なりすましの形で書き込みがあ り、それが原因になって尊い命が失われるというようなことがござ いました。
	その他市の事例では学校それから学級、自分の出席番号、こうい ったものが ID・パスワードに使用されていたので、容易に他人に成り済 ますことができ、あるいは他人のものを見ることが出来るというよう なことがあったと聞いています。
	本市では ID・パスワードについては管理を厳密にして、本人以外に はわからないようにする工夫と、子ども同士が会話をするような場面 については必ず教員が介在して、モニターをするというようなことで 一定の成果を上げているから、今後もこれは強化していかないと なりません。未然防止のためにいろんな手続きをとっているところです。
	それ以外にもこの ICT を導入する GIGA スクール構想を始めるにあ たって、各学校園に対して活用のマニュアルやガイドブック、こうい ったものも膨大な資料がございまして、それを教員用のインターネット で閲覧して活用できるようにしていることが一つです。
	その中には例えば先ほどもお話があった、「掲示板というものはこ んなものであってこういうことを書き込んだら危ないよ」とかです ね、あるいはちょっと性的なことに特化すれば、「大人からのメッセ ージではない、なんか子ども同士のメッセージ装っているけれども、 実際には悪意を持った大人が後ろに隠れていて、そのことによって大 きな被害を受けた事例があるよ」などが記載されており、こういった

	<p>ことは、デート DV 防止研修を通じて教員たちにもお知らせをして、子どもたちに直接注意をしてもらうというようなことも行っています。</p> <p>それらに加えて、今多くの通信業者が無料で講座を開いてくれます。私も現場にいるときに、LINE という会社に来てもらって、LINE の書き込みでこんなことがありますよというようなことを直接子どもたちに説明をしてもらったこともあります。</p> <p>このように教員、もしくは外部の専門家を通じて、あるときには通信業者や最前線に携わっている人たちを通じて、子どもたちに注意喚起を行い、子どもたちの命を守る教育の一環として捉えてやっているところです。</p> <p>まだまだこれからもやっていかなければならないことが多々あることは認識してございます。</p> <p>今後、教育委員会としても学校と協力しながら進めてまいりたいと思います。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>他にご意見ございますか。</p>
<p>吉 村 委 員</p>	<p>吉村です。完全に削除することは、共産主義の国でないと絶対無理だと思うんです。民主主義の日本で、今話し合っても何が目的なのかが、終着点が全然ぼけているわけで、私の年代では時代遅れなので、こういう文章の本質的なことは話し合えるけれども、技術的なのは、お若い人の話を聞かないと、どれだけ抑え込めるのか、どういう手段があるのか、私自身全然分からないわけです。ただ法律的にこういうことはできないとか、そういう話ばかりでその話と技術的にできるかできないかも、マッチングはないわけですよ。</p> <p>ですから、目的がね、話し合っても、どこまでやるのかは全然分からない。ただ気持ち的には共産主義的なゼロを求めているような話なんですけれどもそれはもう絶対無理かなと思いながら聞いていたんですけども。</p> <p>やはり技術のある若い人のグループ、第三者委員会とか言いませぬけれども、若い人の話を聞ける部会っていうんですかね、そういうのも活用できれば、された方がいいんじゃないかという気持ちでおるんですけども。以上です。</p>

<p>会 長</p>	<p>他に何かございませんか。</p> <p>案件としては以上でございますが、委員の皆様、何かございませんか。</p> <p>事務局からの連絡事項はございますか。</p>
<p>事 務 局 (松村人権企画 調整課参事)</p>	<p>本日は本当にありがとうございました。いろいろと宿題をいただいたというふうに思っております。</p> <p>また今日いただいたご意見を、できることは一生懸命取り組んで参りたいと思いますし、一定何かの形にしてお示しを次回させていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>それから、事務的なことですが、事前に資料を送らせていただいたものを今日多分お持ちだと思います。そちらの方は置いて帰っていただきましたら、私どもの方で回収させていただきますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>会 長</p>	<p>それでは、皆さま長時間お疲れ様でございました。以上をもちまして、第 21 回堺市同和行政協議会を終了させていただきます。ありがとうございました。</p>